て、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として人事院規則で定める者を含む。）の」に改める。

第十六条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第二十条第一項中「職員が」の下に「要介護者（」を、「もの」の下に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の下に「各省各庁の長が、人事院規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第二十条の二　介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3　介護時間については、一般職の職員の給与に関する法律第十五条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同法第十九条に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

第二十一条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正）

第五条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	394,000
2	454,000
3	515,000
4	595,000
5	692,000
6	790,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	328,000
2	364,000
3	392,000

第七条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第六条　一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正）

第七条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表を次のように改める。

号俸	俸給月額
	円
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第八条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。

第八条　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正）

第九条　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第九条の三」の下に「及び第六十一条第三十一項」を加える。

第六十一条第三項中「、子」を「若しくは子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）」に改め、同条第四項中「要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間」を「行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第二十九項において「指定期間」という。）」に改め、同条第六項中「同じ。）」と」の下に「「若しくは子（これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。）」とあるのは「、子」と、第四項中「行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、合算して九十三日を超えない範囲内で指定する期間（第二十九項において「指定期間」という。）」とあるのは「要介護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三月の期間」と」を加え、同条第八項中「十日」の下に「を限度とするもの」を加え、同条中第二十四項を第二十七項とし、第二十三項を第二十六項とし、第二十二項を第二十五項とし、同条第二十一項中「第二十三項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条中第二十項を第二十三項とし、第十九項を第二十二項とし、第十八項を第二十一項とし、同条第十七項中「第十九項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第十六項を第十九項とし、第十五項を第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　前項の規定は、要介護家族を介護する行政執行法人の職員について準用する。この場合において、同項中「第十六条の八第一項」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十六条の九第一項において準用する第十六条の八第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。